

叩かれたり、けられたり、身体に不必要に接触されて、いやな思いをしたことはありませんか？

また、障害があることを理由に不当な扱いを受けたり、生活する上で必要な配慮をしてもらえなかったりしたことはありませんか？



「体罰、セクシュアル・ハラスメント」 「障害を理由とする差別」

相談窓口

次の先生に いつでも 相談してください。

相談員 河村昌子 教頭 ， 松井一晃 教諭

小林由佳 養護教諭

電話 0847（67）2200

もしも、学校の先生に相談しにくい時は、次の機関も相談を受け付けています。

三次市教育委員会	電話	0824（62）6187
広島県教育委員会事務局	電話①	082（513）4917
	電話②	082（513）4918
	電話③	082（513）4919
県立教育センター	電話	082（427）3076